二　次に掲げる金額のうちいずれか多い金額
イ　前営業期間の末日から過去三年間において当該上場投資法人等及び令第二十九条の三第三項第四号に規定する信託の受託者が当該利害関係人等から同項第三号及び第四号に掲げる取引の対価として受領した金額の合計額の一営業期間当たりの平均額
ロ　当営業期間の開始の日から三年間において当該上場投資法人等及び令第二十九条の三第三項第四号に規定する信託の受託者が当該利害関係人等から同項第三号及び第四号に掲げる取引の対価として受領することが見込まれる金額の合計額の一営業期間当たりの平均額
第五十七条第一項中「規定する」の下に「株券（外国の者の発行する証券又は証書で株券の性質を有するものを含む。）から除くものとして」を加え、同項第二号を削り、同項第三号中「前二号」を「前号」に改め、同号を同項第二号とする。
第五十七条第三項各号列記以外の部分中「株式」の下に「又は投資口」を加え、同項第四号に次のように加える。
ヘ　投資証券　当該株券等信託受益証券に表示される受益権の内容である投資口に係る議決権の数
ト　外国投資証券で投資証券に類する証券　当該株券等信託受益証券に表示される受益権の内容である投資口に係る議決権の数
第五十七条第三項第五号に次のように加える。
ヘ　投資証券　当該株券等預託証券において表示される権利の目的である投資口に係る議決権の数
ト　外国投資証券で投資証券に類する証券　当該株券等預託証券において表示される権利の目的である投資口に係る議決権の数
第五十七条第三項を同条第六項とし、同条第二項第一号中「又は新株予約権付社債券」を「、新株予約権付社債券」に、「前項各号」を「第一項から第三項までの各号」に改め、「同じ。」の下に「又は投資証券等（投資証券及び外国投資証券で投資証券に類する証券をいい、前項に規定するものを除く。次号において同じ。）」を加え、同項第二号中「又は新株予約権付社債券等」を「、新株予約権付社債券又は投資証券等」に改め、同項を同条第五項とし、同条第一項の次に次の三項を加える。
2　令第三十一条に規定する新株予約権証券（外国の者の発行する証券又は証書で新株予約権証券の性質を有するものを含む。）から除くものとして内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。
一　新株予約権証券のうち前項第一号に掲げる株式のみを取得する権利を付与されているもの
二　外国の者の発行する証券又は証書で前号に掲げる有価証券の性質を有するもの
3　令第三十一条に規定する新株予約権付社債券（外国の者の発行する証券又は証書で新株予約権付社債券の性質を有するものを含む。）から除くものとして内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。
一　新株予約権付社債券のうち第一項第一号に掲げる株式のみを取得する権利を付与されているもの
二　外国の者の発行する証券又は証書で前号に掲げる有価証券の性質を有するもの
4　令第三十一条に規定する投資証券等から除くものとして内閣府令で定めるものは、外国投資証券で投資証券に類する証券のうち投資主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない投資口に係るものとする。
第五十八条中「もの又は」を「もの、」に改め、「事実に係るもの」の下に「、同項第九号へ若しくは令第二十九条の二の二第五号に掲げる事項に係るもの又は令第二十九条の二の三第四号若しくは第五号に掲げる事実に係るもの」を加える。
第五十九条第一項第四号及び第五号中「の株券」の下に「又は投資証券」を加え、同項第六号中「上場会社等の関係会社」を「上場会社等（上場投資法人等を除く。以下この号から第八号までにおいて同じ。）の関係会社」に改め、同項第八号の次に次の一号を加える。
八の二　上場会社等（上場投資法人等に限る。）の資産運用会社又はその特定関係法人の役員又は従業員が当該資産運用会社又は当該特定関係法人の他の役員又は従業員と共同して当該上場会社等の投資証券の買付けを金融商品取引業者に委託等をして行う場合であって、当該買付けが一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われる場合（各役員又は従業員の一回当たりの拠出金額が百万円に満たない場合に限る。）
第五十九条第一項第九号中「含む。）」の下に「又は投資証券」を加える。
第六十条第一号中「第六十二条」の下に「及び第六十二条の二」を加える。
第六十二条中「次条第一項」を「第六十三条第一項」に改め、同条第一号中「である会社」を削り、同条の次に次の一条を加える。
（伝達を受けた公開買付け等の実施に関する事実の内容）
第六十二条の二　法第百六十七条第五項第八号ハに規定する公開買付け等の実施に関する事実の内容として内閣府令で定める事項は、次に掲げる場合の区分に応じ、次に掲げる事項とする。
一　上場等株券等の法第二十七条の二第一項に規定する公開買付け（同項本文の規定の適用を受ける場合に限る。）の実施に関する事実の内容の伝達を受けた場合　当該公開買付けに係る特定公開買付者等関係者（法第百六十七条第五項第八号に規定する特定公開買付者等関係者をいう。以下この条において同じ。）から伝達を受けた事項であって次に掲げるもの
イ　当該公開買付けに係る公開買付者等（法第百六十七条第一項に規定する公開買付者等をいう。以下この条において同じ。）の氏名又は名称及び住所又は所在地
ロ　当該公開買付けに係る買付け等（法第二十七条の二第一項に規定する買付け等をいう。ハにおいて同じ。）の対象となる株券等の種類
ハ　当該公開買付けに係る買付け等の期間、法第二十七条の二第三項に規定する買付け等の価格、法第二十七条の二第四項各号に掲げる条件の内容
二　令第三十一条に規定する買集め行為の実施に関する事実の内容の伝達を受けた場合　当該買集め行為に係る特定公開買付者等関係者から伝達を受けた事項であって次に掲げるもの
イ　当該買集め行為に係る公開買付者等の氏名又は名称及び住所又は所在地
ロ　当該買集め行為の対象となる株券等（令第三十一条に規定する株券等をいう。ハにおいて同じ。）の発行者の名称及び当該株券等の種類
ハ　当該買集め行為に係る買付けの期間、買付けの価格及び買付予定の株券等の数
三　上場株券等の法第二十七条の二十二の二第一項に規定する公開買付けの実施に関する事実の内容の伝達を受けた場合　当該公開買付けに係る特定公開買付者等関係者から伝達を受けた事項であって次に掲げるもの
イ　当該公開買付けに係る公開買付者等の名称及び所在地
ロ　当該公開買付けに係る買付け等（法第二十七条の二十二の二第一項に規定する買付け等をいう。ハにおいて同じ。）の対象となる上場株券等の発行者の名称及び当該上場株券等の種類
ハ　当該公開買付けに係る買付け等の期間、法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の二第三項に規定する買付け等の価格、法第二十七条の二十二の二第二項において読み替えて準用する法第二十七条の三第一項に規定する買付予定の上場株券等の数及び法第二十七条の二十二の二第二項において準用する法第二十七条の十三第四項第二号に掲げる条件の内容
第六十三条第一項中「第百六十七条第五項第十二号」を「第百六十七条第五項第十四号」に改め、同項第一号中「である会社」を削り、「当該会社」を「当該発行者」に改め、同項第四号及び第五号中「である会社」を削り、「当該会社」を「当該発行者」に改め、「の株券」の下に「又は投資証券」を加え、同項第八号の次に次の一号を加える。
八の二　公開買付け等に係る上場等株券等の発行者である投資法人の資産運用会社又はその特定関係法人の役員又は従業員が当該資産運用会社又は当該特定関係法人の他の役員又は従業員と共同して当該投資法人の投資証券の買付けを金融商品取引業者に委託等をして行う場合であって、当該買付けが一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われる場合（各役員又は従業員の一回当たりの拠出金額が百万円に満たない場合に限る。）
第六十三条第一項第九号中「である会社」を削り、同条第二項中「当該会社」を「当該発行者」に改め、同項第一号及び同条第四項中「である会社」を削る。